

公委第70029/号

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
 - 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
 - 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年7月14日

京都府公安委員会

弁明通知書番号
61-109-260613-650004
61-110-260613-672003
61-110-260613-672004
61-122-260613-545003
61-122-260613-547002
61-124-260613-601004
61-124-260613-604001
61-124-260613-604008
61-125-260613-548005
61-125-260613-549004
61-126-260613-606003
61-126-260613-606010
61-126-260613-618001
61-126-260613-618002
61-127-260613-708001
61-128-260613-696003
61-129-260613-507002
61-129-260613-511014
61-129-260613-512001
61-129-260613-512002
61-129-260613-512003
61-129-260613-521004
61-129-260613-528008
61-131-260509-749002
61-131-260613-749001

[illegible]

弁明通知書番号

[illegible]